

# 会 議 録

会議の名称	平成23年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成23年7月21日（木）午後6時00分～7時30分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 一部不可 ・ <input type="radio"/> 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成23年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

## 平成23年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成23年7月21日(木)午後6時～7時30分

2 場 所 第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成23年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①個別の教育支援計画変更届②個別指導計画変更届③生涯学習市民ボランティア登録業務廃止届④市民カルチャースクール業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第 7号 高齢者を熱中症等から守る緊急対策事業の実施に係る対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について

諮問第 8号 小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票資格者の抽出に必要な外国人登録原票の外部提供について

諮問第 9号 個別の教育支援計画について

諮問第10号 個別指導計画について

諮問第11号 農地等情報管理システムについて

諮問第12号 芸術文化事業委託について

諮問第13号 農地基本台帳現況調査委託について

(4) その他

ア 平成22年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

イ 次回の日程について

### 4 出席者

#### 【委員】

松 行 康 夫            仮 野 忠 男            西 口        守

望 月        皓            伊 藤 徳 興            嶋 田 一 男

平 沼 昌 子            渡 邊 俊 雄

#### 【市側】

佐藤市長	本多総務部長
<生涯学習課>	
尾崎生涯学習課長	
<指導室>	
神田指導室長補佐	高橋指導主事
平田指導主事	
<介護福祉課>	
高橋介護福祉課長	本木包括支援係長
<選挙管理委員会事務局>	
中村選挙係長	
<企画政策課>	
西田企画政策課長	天野企画政策課長補佐
<農業委員会事務局>	
當麻農業委員会事務局長	長谷川農政係主任
島田農政係主事	
<文化施設開設担当>	
中島文化施設開設担当主査	岡崎文化施設開設担当主事
<市民課>	
林市民課長補佐	
<情報システム課>	
菅野情報システム課長	
<総務課>	
小林総務課長	白鳥情報公開係長
石川情報公開係主事	
<b>【傍聴者】</b>	
0名	

【会 長】

ただいまから平成23年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席の連絡につきまして、本日、恩田委員、白石委員、渡瀬委員はそれぞれ御都合により御欠席との連絡を受けております。御了解のほどをお願い申し上げます。

それではまず、「平成23年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。

既にこの文書は皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等ございましたら承りたいと思います、いかがでしょうか。

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の変更に関するものが2件、届出廃止に関するものが4件となります。

次に諮問事項について、今回、諮問いたしますのは、1、個人情報保護条例第12条に基づく諮問第7号、高齢者を熱中症等から守る緊急対策事業の実施に係る対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について、同じく諮問第8号、小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票資格者の抽出に必要な外国人登録原票の外部提供について、2、個人情報保護条例第14条に基づく諮問第9号、個別の教育支援計画について、同じく諮問第10号、個別指導計画について、同じく諮問第11号、農地等情報管理システムについて、3、個人情報保護条例第27条に基づく諮問第12号、芸術文化事業委託について、同じく諮問第13号、農地基本台帳現況調査委託についての合計7件となっております。細部につきましては、事務局より説明させますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

承りました。

それでは、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと思います。

まず、個人情報保有等届出状況報告書について、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は廃止4件、変更2件です。

1ページ目が部課別の明細です。2ページ目からは、その内訳になっております。

備考欄に「諮問関連」とありますのは、諮問事項の説明の際にあわせて御報告させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、残りの分、順次御報告させていただきます。3ページをお開きください。届出番号33-48から、次のページの33-57まで、廃止届になります。生涯学習課の案件です。全部で4件になります。生涯学習市民ボランティア登録業務及び市民カルチャースクール業務について、今まで紙ベースや電磁的記録で保有していた各様式について、事業の廃止に伴う様式を使用しなくなったことによる廃止届になります。

説明については以上です。

**【会長】**

ただいま事務局から説明がございました。

御意見、御質問があればお受けいたします。

**【平沼委員】**

生涯学習市民ボランティア人材バンクというのは、今まで生涯学習課にあって、利用されていたのでしょうか。

**【生涯学習課長】**

今まで生涯学習課でこういった制度がございましたけれども、1件の登録もなく実施されていなかったという状況です。また、この事業につきまして、社会福祉協議会のほうで主にやっているということで、事業の廃止を決定いたしました。

**【平沼委員】**

社会福祉のほうへ移っているということですか。

**【生涯学習課長】**

同じような事業を社会福祉協議会のほうで実施しておりますので、こちらと重なりますので、廃止いたしました。

**【平沼委員】**

内容が社会教育や生涯学習と福祉では内容が違うように思うのですが、役所が一つの方向でまとまったというのなら、わかりました。

**【渡邊委員】**

33-57の廃止、市民カルチャースクールですが、これだけは5年間保存して、5年後に廃棄ということですが、5年も保存する必要があるのでしょうか。

それから、市民カルチャースクールというのも教えていただきたいと思います。

**【生涯学習課長】**

こちらは生涯学習課の委託事業で5年間、まちづくり交付金の交付事業ということでやってございます。市民の方に講師になっていただき、いろいろな講座を企画し、やっていたものなのですが、まちづくり交付金の事業が終了になりましたので、一定の成果もあり終了といたしました。

5年というところですが、こちらは補助金の事業になりますので、こちらの保存年限が5年という決まりで、このようにさせていただいています。

**【渡邊委員】**

ありがとうございます。

**【会 長】**

他に御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、本件の届出事項につきまして承認いたします。

それでは、諮問事項に入らせていただきます。

諮問第7号から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、1ページ、諮問第7号、高齢者を熱中症等から守る緊急対策事業の実施に係る対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について、説明させていただきます。介護福祉課の案件です。

2ページを御覧ください。市では、東京都の高齢者を熱中症等から守る緊急対策事業が実施されることを受け、都補助金を活用して、市内居住の外国人登録をされている方も対象として普及啓発パンフレット、冷却スカーフを送付するため、外国人登録原票を目的外利用したいと考えているものでございます。

目的外利用する個人情報とは、氏名、住所、生年月日、性別です。

**【会 長】**

諮問第7号に関して説明がございました。御意見、御質問があればお受けします。

**【平沼委員】**

個人情報利用の目的の中での啓発パンフレットと冷却スカーフ送付は、小金井市ではまだ行っていないのですか。

**【介護福祉課長】**

こちらにつきましては、東京都の補助を受けて実施する事業となっております。ただいま、今回諮問した外国人登録原票分以外の一般の方の分につきましては、納品を受けまして、封入封かんの作業をしているところです。できるだけ早く7月下旬までに皆様のお手元に届くような形で作業を進めているところです。

**【平沼委員】**

すでに他市では配っているものですから、小金井はまだなのかなと思ひまして質問いたしました。

**【会 長】**

他にございますか。

**【渡邊委員】**

2ページのシェルターですね。猛暑避難場所というのが小金井にはないのでしょうか。猛暑避難場所という図面が東京都の緊急対策事業に載っているのですけれど、小金井では設けるつもりはないのですか。

**【介護福祉課長】**

2ページの資料につきましては、東京都の補助事業の概要で例示が上がっているものですが、シェルターにつきましては、具体的な形で補助金を使つてのことは考えていません。

**【会 長】**

他に御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に、3ページ、諮問第8号、小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票資格者の抽出に必要な外国人登録原票の外部提供について、説明させていただきます。

市では、小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例を策定予定であり、市民投票資格者が18歳以上の市民及び18歳以上の永住外国人を対象としており、投票資格者名簿の抽出に必要な外国人登録原票を外部提供したいと考えているものでございます。

資料として、4ページに条例（案）を、7ページに規則（案）を、12ページにスケジュールをおつけしてございますので、御参照ください。

外部提供する個人情報、氏名、住所、生年月日、在留資格、在留期間です。

**【会 長】**

諮問第8号について説明がございました。御意見、御質問あればお受けいたします。

**【望月委員】**

細かいことですが、諮問書の表現、書き方で、「外部提供等をする課」ということで、選挙管理委員会事務局となっていますが、これは課でよろしいのでしょうか。外部提供する実施機関になるのでしょうかね。同じ行政内の部内であればこれでよろしいと思うのですが、選挙管理委員会は異なるからやると書いてあるので、この場合、課でいいのかどうかですね。それが、気になりましたので、お尋ねします。

**【会 長】**

この件については、総務課長、お願いします。

**【総務課長】**

様式につきましては、規則に基づいているのかなと思いますが。委員のおっしゃられたとおり、実施機関が違うということですので、こちらについては、表記の仕方は今後検討させていただきたいと思います。

**【望月委員】**

内容的に間違いや違いはないと思うのですが、表現が同じ市長部局の中の課と、選挙管理委員会とかは実施機関が違うので正確に書いたほうが良いと思い御質問させていただきました。

**【会 長】**

ありがとうございました。

**【伊藤委員】**

4ページ、それから、7ページともに、今、審議するのは、外国人登録原票に対する要請でございますね。それに対して、添付されている市民投票条例とか、

市民投票条例施行規則は、小金井市に全部にかかわる条文ですよ。外国人のみの特定の条文ではございませんね。わかりました。ありがとうございます。

もう一点ございます。第13条の投票の有効ですね。「投票資格者総数の3分の1以上の者より選択されたとき」投票の結果ですね。仮に有権者が5万人いたとします。その投票した人が仮に2割を切った場合でも住民投票結果は有効とみなすのでしょうか。

【会 長】

担当課からお答えできますか。

【企画政策課長】

有効、無効というような考え方があると思うのですが、いわゆる一般の選挙と呼ばれるものに準拠はしておりますが、同じものではございません。それをどのように尊重するかということだけが問題になってまいりますので、その辺の判断というものを通常の国政選挙ですとか、市長の選挙、市議会議員の選挙等とは異なってきますので、その数の中でどういうふうに判断していくかというのは、投票を受けて、議会及び市長のほうで判断をしていくということになるのですが、13条の規定によって、一応その尊重義務というものがつくられているということで御理解いただければと思います。

【会 長】

よろしいですか。

それでは、関連して、仮野委員。

【仮野委員】

伊藤委員がおっしゃったのは、仮に2割しか投票されなかった場合、無効になるかという意味でしょう。

【企画政策課長】

無効にならないということになりますので。

【仮野委員】

そうしますと、市民投票、住民投票で大体多いのは5割を超えれば成立するということ。これを3分の1にしたのは、どういう見方ですか。投票資格者総数というのは外国人も加えた有権者総数と考えていいのですか。まず3分の1にした理由を教えてください。

【企画政策課長】

もともになる市民参加条例というのを別途設けてございまして、第22条に全く

同じ規定がございます。市民交流センター購入の賛否を問う市民投票条例というものは、市民参加条例の中にある市民投票制度を踏襲してつくっているという形になりまして、今言われた有効投票数、50%を超えると、そういった規定が市民参加条例の規定には全く入っていないということでございます。

**【仮野委員】**

投票率は何パーセントなら、この市民投票は成立するのですか。

**【企画政策課長】**

投票率についての規定はございません。

**【仮野委員】**

3分の1というのはかなりハードルが低いよね。

**【企画政策課長】**

誤解があるといけませんので、先ほど仮野委員がおっしゃったように、投票資格者総数の3分の1ということです。ですから、有権者という意味でとらえると、18歳以上の外国人の方、日本の国籍を持っている方、全員ということになりますので、3分の1ですと、おおよそ3万3,000人ぐらいになるのではないのかなと思います。

**【仮野委員】**

普通の市民投票の場合は、大体50%以上の投票があれば、投票は有効とみなされて、その中で賛成と反対かで、賛成多数なら結果を尊重しなきゃならないけど、小金井市の場合はそういう規定がはっきりしない、特に有効投票資格者総数の3分の1というのは、かなりハードルが低いですね。

この市民投票条例（案）は市議会で通ったのですか。

**【企画政策課長】**

まだ市議会で通っておりません。あくまで今回、外国人を含む18歳以上という形で投票資格者を考えるものですから、スケジュールを参考までにおつけしているのですけれども、議会で議決がされまして、可決となって、実施することになった場合に時期、時間的な制約から、今ここにお諮りしないと間に合わないということで。これは原案です。今パブリックコメントをかけている最中で、修正が当然なされていくであろうという段階で、参考までにととらえていただければ幸いです。

**【仮野委員】**

外国人に投票に参加してもらうということは異議ないです。これは異議ないこ

とで、市民投票が成立する要件、成立した場合の要件。これははっきりしておかないとまずいという気がします。議会で少し議論になるかもしれません。単にさっき例に挙げた市民参加条例の準用だけでいいのかなという気がします。というのは、3分の1で賛成なら、あまり投票者は出てこない。あまり投票しない。過半数ぐらいの投票率がないと、その投票の正当性が疑われかねない。新潟県の巻原発から始まった住民投票から、僕は住民投票に結構詳しいです。現地で取材した経験もあるし、住民の意思を明示するのは非常に大事なことで、その場合、どこからが投票が成立するかというのは、各地で行われた住民投票で常に議論になっている。原発賛成派は、その住民投票の投票率が半分以下になるように運動し、反対派は逆に投票率を上げようとやっていったわけです。これは原発問題や基地問題とは違うから、ぎりぎりとした話にはならないとは思いますが、もう少し市としても考えをまとめておくほうが良いような気がするのですがね。

#### 【会長】

一言だけ感想を述べますと、仮野委員が巻町の住民投票の事例のように重要な案件で投票があった場合、成立条件が明確でないと、行政側もお困りになることを予知的におっしゃったわけですが、全国的に展開されている住民投票の事例を見ましても、本来は市民から委託を受けている地方議会議員が議会において審議すべき合併問題や原発問題であるとか、のるか反るかの問題になったとき、やや安易に住民投票に議会がもろ投げしちゃう市町村が散見するのですよね。

市町村合併の場合本来もっと議会や合併協議会とかで突き詰めて、行うべきだけれども、住民投票という意思決定手段を使うのは、草の根民主主義で結構なのですが、議会との関連もある。そうすると、議会は成立条件が明確なのに、住民に直接訴えた場合には成立要件が規定されていないというのはバランスがとれないかなと。今のご議論を聞いていて、会長としても感想として持ったわけです。

#### 【仮野委員】

住民投票にかかわる議会との関連でいうと、私は少し意見が違うのですが、ここは、そういう議論する場ではないのを承知で言うと、議会があてにならないから住民が直接意見を聞いてくれとって始まったのが住民投票なのです。現に地方自治法に住民投票できると規定がある。簡単に言うと、議会は、百貨店みたいなもので、議会人というのは、ありとあらゆることは考えている。けど、少なくとも、巻町の場合でいえば、原発に賛成か、反対か、ほとんど議論しないまま受け入れてきたわけです。しかし、反対の住民たちは待ってくれと。シング

ルイシュー、今度はもう専門店みたいなものですね。シングルイシューで、我々の意見を聞いてくれといった場合、議会人は、まだだめだと言ってきたわけです。シングルイシューであれ、地方自治法にちゃんとした規定がある以上、それで市民の意見を聞いてみるべきだということなのですよ。

議会という議員の尺度があり、もう一つの尺度がある。住民投票なんて意味がないという人もいたけど、民主主義は議会と首長という二元代表制がある中で、もう一つ尺度があつていいと。そのほうが民意を正確に諮れるという意味で、議会が丸投げするというより、議会が何も決めてくれない、民意を正確に受け止めてくれないから、住民のほうから直接言わせてくれと。そういう経緯がありますね。

#### 【会 長】

補っていただきありがとうございます。

私は重要な案件において、のるか反るかの問題のときに住民投票を使うのだけでも、町村合併なんかは一度住民投票で否定されると、半長期的に意思を問うチャンスを喪失しかねない。

#### 【仮野委員】

住民投票はあくまで尊重するとしかないわけで。拘束力がないのですよ。しかし、一方で、難しいところなのだけど、投票の成立条件を投票率50%以上にすれば、半分以上の市民が投票に参加しないとイケない。何らかの意思を表明しないとイケない。その意思を表明したところ、例えば多数が市長の主張に反対だと。ある意味、かなり尊重しなければいけなくなる。逆に言うと、拘束力が生まれる。

このまま3分の1でいいというと、例えば9万9,000人いれば、3万3,000人投票すればいいと。これがもしそのまま残っていると、次に、小金井でもっと深刻な、重要な課題があつて住民投票をやろうとしたときに、反対派であれ、賛成派であれ、3分の1を超えればいいたろうとって、安易にやっっていく可能性が出てくる。だから、次の問題が起きた時のために少し研究しておいたほうがいいと。今度の場合はこれでいいかもしれないけど。

#### 【企画政策課長補佐】

ただいまの意見に対してちょっと補足させていただきますけれども、3分の1でいいというところに少し誤解があるのかなと思ひまして、これは3分の1以上の投票があればいいという意味ではなく、3分の1以上の方、この場合ですと、3万3,000人以上が賛成とした場合、その賛成という意見を尊重します。

**【仮野委員】**

賛成か反対どちらかで。

**【企画政策課長補佐】**

はい。どちらからの意見になっていると。投票そのもの、総数が3分の1ということではなくて、片側の意見についてということでございます。

今回の条例（案）につきましては、これからパブリックコメントをかけて修正する可能性があるということがまず1点と、仮にこのまま通ったとしても、この案が議会で可決をいただかなければ、実際に実施されないと見てございます。その中で、今回既に施行されております市民参加条例に基づいて、準じた形で御審議いただいているところでございますが、市民参加条例のほうでも市民投票について規定してございまして、それについても投票自体の成立要件というのは設けていないというのが先ほど説明したとおりです。

その理由についてですけれど、成立要件を逆に指定してしまうと、例えば50%の投票がないと成立しないと規定した場合、ボイコット、要は、少数派の意見の方があえて投票をしないことによって自分の意見が負けているときに、投票そのものを無効にしてしまうと、そういった運動が懸念されることから、市民参加条例についてはそういった成立要件をあえて設けていないという理由がございます。

今回の場合は、個別の条例でございますので、パブリックコメントの結果、こういう案件であれば成立要件を設けたほうがいいのではないかと、といった意見があった場合、修正する幅はあるということだけ補足で説明させていただきました。

**【仮野委員】**

イタリアのベルルスコーニ首相がこの前の原発の住民投票をボイコットしようと呼びかけた。それはそういう現実があります。

しかし、市民参加を促すための投票と、市当局が考えている政策についての投票というのは違うと思うのだけど。市民参加を進めましょうという場合、ボイコット運動は起きないほうがいいことはわかりますけれど。

市が打ち出そうとする政策について市民の意見を聞こうという場合は、市民参加条例を尊重するだけでいいかと疑問は持ちましたね。それはいずれ、パブリックコメントの結果や市議会での議論があるでしょう。それで改善されていくと思いますけど。

**【企画政策課長】**

今回提出する投票条例の成り立ちなのですが、市民の直接請求によってのもの

ではありません。市長が条例提案権をもって、公約でもってやるということでございまして、市長が賛成、反対を明らかにせずに市民の方の意見を聞きたいということで今回やりますので、通常ほかの自治体で起こっている、市民投票というものは出どころが違っているということを申し上げておきます。

**【仮野委員】**

でも、1回、こういうものができる、その後、市民がほかのテーマで市民投票をやろうと話が出てくるでしょう。もし市側が、例えばこうやりたいといったときに、反対の人たちがいて、市民投票で決めようと言ったとき、成立は何パーセントだと。5割以下、規定がないじゃないかと。全有権者の3分の1でいいと言っているじゃないかと。これをそのまま通せと、そのまま踏襲しろと言ってきたら、逃げようがない。国会でやっているじゃない。

今日は大学の講義でも何でもないので、そろそろやめますけれども。

**【会長】**

市民の最後に使うこの意思表示の方法、市民投票制度というものは、政策案件を含め、イシューをどう裁くかということも含め、事務局が配慮をされるよう、議論を無駄にしないよう、会長からもお願いしたいと思います。市にとって非常にいい議論をしたことになったのではないかと判断しております。

他にないかございますか。

特にないようですので、諮問第8号を承認いたします。

それでは次の案件について、説明をお願いします。

**【総務課長】**

次に13ページ、諮問第9号、個別の教育支援計画について、あわせて14ページ、諮問第10号、個別指導計画について、電算システム記録簿の諮問になります。

教育委員会の案件でございます。本2件につきましては関連しておりますので、一括して説明させていただきます。

学習指導要領では、特別支援教育にかかわる個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成が求められており、児童・生徒の個人情報、指導記録等の適正な管理のため、既存の文書管理及び公務用パソコンによる電子システムに記録するものです。個人情報の取り扱いについて、15ページから資料といたして、小・中学校情報セキュリティ共通実施手順、市立学校電子計算組織取扱要綱をおつけしておりますので、御参照ください。

個人情報保有届にお戻りください。3ページ、届出番号、32-74。個別の教育支援計画及び届出番号32-75、個別指導計画でございます。こちらは変更の届けになります。個人情報の内容は、諮問第9号及び第10号の個人情報の記録項目となります。今まで紙ベースで保有していたものが、今回の電子データ化に伴いまして、保存方法に電磁的記録を追加し、電算入力をありとしたものでございます。

【会長】

ただいま諮問第9号と関連する第10号を一括で説明していただきました。

関連する、先ほどの届出状況報告についての関連項目等もあわせて、一括審議をさせていただきます。御質問、御意見あれば、お受けいたします。

【伊藤委員】

変更理由は、現在、紙ベースで記録を保管していたものを全て電磁的に今度は記録を保管するという解釈でよろしいのですね。

【指導室長補佐】

これまで紙ベースで保存しておりまして、今度は電磁的に保存できるというような形にし、両方できる形に。

【伊藤委員】

並行化するわけですか。

【指導室長補佐】

はい。していきたいということです。

【伊藤委員】

全く同じ内容のものを電磁的なものに残すと、紙ベースで残すと。

【指導室長補佐】

そうです。

【伊藤委員】

かえって仕事の煩雑になりませんか。二重手間になりませんか。

【指導室長補佐】

作業的には先ほど説明していただいたように、本市における情報の共有と公務の情報化ということで、パソコン等で保存をしていく。また、これまで紙ベースで保存をしていたということで、両方で見られるというような形で保存していきたいと考えております。

【伊藤委員】

保存方法としては理想的ですが、データが外部に漏れる危険性がないですか。

【指導室長補佐】

外部に漏れることはないように、セキュリティ手順に示しました。

【伊藤委員】

外部からLANが絶対につながらないということになっているのですね。

【指導室長補佐】

校内LANとして外部とのつながりというものは一切ないという形です。

【伊藤委員】

ありがとうございました。

【会 長】

他にございますか。

【西口委員】

15 ページの手順表のところなのですが、個人情報の取扱いの1の基本方針の(4) 不要になった個人情報は、速やかに媒体から削除されなければならないと書いてあって、削除されたかを確認されるのは誰なのですか。

【指導室長補佐】

確認するのは、校長です。

【西口委員】

この条文の中に書いてありますか。

【指導室長補佐】

4番のところの「校長を情報セキュリティの維持、管理に関する権限と責任を有する学校セキュリティ管理責任者とする」ということで書いてございますので、最終的には責任者は校長ということになります。

【西口委員】

校長が確認したことをどういう形で保障できるのですか。

【指導室長補佐】

先ほどの4番の(2)ですね。管理責任者が校長です。そして、当該学校のコンピュータ教育担当教員の中から取扱責任者を任命するということになっております。その取扱責任者が削除を確認し、報告をして、校長が最終的には確認するというところでございます。

【西口委員】

手順としては、データを持っている本人が削除し、それを上司の方が確認をし、

最後に校長が全部見て、確認するという手順ということですね。

**【指導室長補佐】**

はい。

**【会 長】**

他にないかございますか。

特にないようですので、諮問第9号、諮問第10号並びにこれに関連した届出状況報告につきまして、承認することといたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、続きまして、18ページ、諮問第11号、農地等情報管理システムについて、電算システム記録簿の諮問です。関連いたしまして、28ページ、諮問第13号農地基本台帳現況調査委託について、個人情報の処理の委託の諮問になります。農業委員会の案件です。一括して説明させていただきます。

資料につきましては、29ページからまとめておつけしておりますので、御覧ください。

市では現在、農地等情報管理システムにより、市内の農地を管理してきましたが、農地法の一部を改正する法律の施行に伴い、農地基本台帳の管理項目及び帳票類等の大幅な変更や、農地利用状況調査を行うため、農地等情報管理システムの個人情報を使用して、地理情報を作成し、小金井市内農地全域について、農地基本台帳現況調査委託を行い、あわせて農地等情報管理システムの更新等及び地理情報の追加を行うものでございます。

契約上の個人情報の取り扱いにかかる事項は、29ページ、8及び34ページに、また、今回の委託に関しましての個人情報取扱特記事項、35ページ以降に添付してございますので、御覧ください。

委託に伴い扱う個人情報は、市内農地1,000筆、農家197戸の氏名、住所になります。

**【会 長】**

ただいま諮問第11号及び諮問第13号を一括で説明いただきました。御質問、御意見あればお受けいたします。

**【渡邊委員】**

これは単年度事業で、緊急雇用創出事業臨時特例補助金を使って行う事業だそうですねけれども、農地法の改正というのは基本的に農地の実態を調べることだと

思うのですが、単年度でやるときに民間事業者に対して情報を公開すると思うのです。

農地の実際の問題として、この改正で完全な農地として使ってなく、ただ木等を植えている農地が小金井に見られるわけです。そういうのを調査し、今後それについて、是正の指導がなされるための調査なのでしょうか。

**【農業委員会事務局主事】**

法改正前から農地利用状況調査はあったのですが、法改正された後に、農地利用状況調査の強化の義務が科されたわけです。その中で、今回の委託については単年度ですが、これはあくまで単年度でやるものについて、添付資料、調査資料を委託するものでなく、これからも資料をもとに農業委員、事務局のほうで農地の現況を調査していくという内容でございます。

今お話にあった農地を適正に管理されていない方がいるということについては、現在も農業委員や事務局のほうで農地パトロールを5月、6月、それから、8月から10月の強化月間で行っておりまして、そういうところについては、適宜指導を行い、相談があれば、どのようにしたらいいかという回答をしているという状況でございます。確かに全部がきれいに使われている農地ではないですが、日々、農業委員さんと一緒に努力して、適正な管理ができるようにしております。

**【平沼委員】**

農地について地主さんが雑草をとるために、除草剤を弱くしたような何か、雑草を枯らしてしまう薬がありますよね。あれはどの程度使ってもいいのか、どんな御指導をしていらっしゃるのか。

雑草がみんな黄色になっているので、農業委員会で規制というか、尺度があるのか御指導していただきたいと思いました。

**【会 長】**

御意見ですか。御質問ですか。

**【平沼委員】**

意見です。このような考え方の市民の意見があることを申し上げました。

**【会 長】**

平沼委員から市民目線で農地の利用状況の実態に関して、関連して御発言がございました。農業委員会の事務局として御発言があればお願いします。

**【農業委員会事務局長】**

農家の方が使っている、いわゆる除草剤につきましては、基本的には東京都、

J Aから指導されたものを使っております。ただ、そういう形で皆さんが黄色く枯れたまま立っている草とか見ると、不安になる気持ちは当然あると思います。そこにつきましては、私どもといたしましても、農家の方や、J A、農業委員会を通じて、こういう市民の方たちの声が上がっているのです、やはりその使い方、そして、立ち枯れたまま放っておくこと等については御配慮いただきたいという申し入れを続けていきたいと考えております。

**【渡邊委員】**

生産緑地とは農業委員会の管轄じゃないそうなのですが、生産緑地との絡みを教えていただきたいと思います。生産緑地の札がいっぱい立っていますね。そこにシダとかクヌギだとかいっぱい植えてあって、税金対策じゃないかと思うのですが、生産緑地は農業委員会の管轄ではないのでしょうか。

**【会 長】**

これもまた渡邊委員の市民目線で、我々も小金井市内を歩いていますと、そういう札が目に入るわけでございますね。関連して御説明できるのであれば、追加説明をお願いします。

**【農業委員会農政係主事】**

今の御質問ですが、担当は環境政策課になります。

**【渡邊委員】**

農業委員会とは直接関係がないのですね。生産緑地というのは。

**【会 長】**

関係がないとは一般的に言いがたいが、行政事務の中では部局が違うということですね。

**【会 長】**

他にございませんか。特にないようですので、この諮問第11号及び諮問第13号につきまして、承認いたします。

それでは、次の案件について、説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に、21ページ、諮問第12号、芸術文化事業委託について、個人情報処理の委託の諮問になります。文化施設開設担当の案件でございます。本業務は、市民交流センターの認知度を高め、市民交流センターが担う地域文化振興や市民交流センターの理念である市民の力が活かされた市民交流センターの事業運営を実現するため、鑑賞事業や市民参加事業を行うものです。

22ページを御覧ください。委託で処理する個人情報の流れになります。

23ページに委託仕様書（案）、25ページ（3）に個人情報の取り扱い、26ページに個人情報取扱特記事項をおつけしておりますので、御参照ください。

委託に伴い扱います個人情報の項目は、22ページの委託で処理する個人情報の流れの下にあります。①及び②になります。

**【会 長】**

ただいま、諮問第12号の説明がございました。この案件につきまして、御意見、御質問あればお伺いします。

**【平沼委員】**

これは、小金井市芸術文化振興条例の中で、小金井市交流センターとは関連がございませんか。

**【文化施設開設担当主査】**

市民交流センター開設準備の一環として、今回こちらの芸術文化振興条例にのっとった形で、芸術文化事業をやっていこうということで、今回お出しいただいたもので、関係はしております。

**【平沼委員】**

市民交流センターは、まだ市のものにはなっていないのですよね。

**【文化施設開設担当主査】**

はい。

**【平沼委員】**

なっていないのだけれども、なったときのことを考えての（案）と思って伺いましたが、よろしいですか。

**【文化施設開設担当主査】**

はい。

**【渡邊委員】**

市民交流センターはまだ市のものじゃないのですよね。今なってからの話ということだけど、そうでなくて、市のものにならないうちにこの事業をやろうということじゃないのですか。

**【文化施設開設担当主査】**

申し訳ありません。勘違いをしてしまいました、市のものになってからも引き続きこういった事業を行うつもりで、今はなる前の段階として、開設準備の一環として始めているということになります。

**【渡邊委員】**

今はまだ交流センターはURのものですが、この事業は市のものになる前にやろうということだと思っております。

**【会 長】**

これはまだ前ですけれども、既に文化施設開設担当が事務局としてやってらっしゃるわけですね。

**【渡邊委員】**

それで、民間業者に委託するわけですよ。それに対してどうかという諮問ですから。これは市民交流センターの問題とは違うのですが、議会でも今、問題になっているように、予算が500万ですか、5,000万ですか、2つの事業で予算が議会に出ているそうです。これは、市のものにならなくても、市の主催で市民交流センターを使って、この事業を行うという前提があるのでないですか。市のものにならないとやらないということではないでしょう。

**【文化施設開設担当主査】**

こちらはセンターの取得と関係はございませんので、していても、していなくてもこの事業はやる予定でございます。

**【渡邊委員】**

市のものになってから始めるということではなくて、市のものにならなくても、この事業をやりますということですね。それを民間業者に委託するからいかがですかという諮問ですね。指定管理者に経営を任すと、収入は指定管理者のものになるのですよ。それをやらないと指定管理者はうま味がないですから、費用は補助金とか助成金で指定管理者に委託するわけですが、これを見ますと、指定管理者の収入にならずに、全て市のものになると書いてあるのですが、なぜですか。

**【文化施設開設担当主査】**

こちらは指定管理者制度を使った事業ではございません。完全に市の主催の事業として、市から委託業者に委託するというような形で、収入も市の収入になるということで考えております。

**【渡邊委員】**

市の収入になるわけですね。

ここのところまだ市のものでないのに、どんどん事業が進んでいるような気がします。やってはいけないことではないですが、膨大な赤字が出たときに市のほうで負担すると。入場料収入だけでは到底補えずに結果的には赤字が出るので

すよ。例えば外国の有名な方を呼ぶとか書いてありますけれども。今は後の段階は結構ですが、市民交流センターについてはまだまだ疑問があると思います。

【会 長】

他にございますか。

【仮野委員】

質問は1点だけです。この個人情報にかかわる、市民による大規模編成の合奏団に参加する市民の個人情報を取得するということですよ。

【文化施設開設担当主査】

おっしゃるとおりです。

【仮野委員】

なるほど。その対象事業は関係ないと。これはプロが来てやるわけだから。

【文化施設開設担当主査】

個人情報の流れという、22ページを御覧ください。こちらではチケットを窓口販売する際にも個人情報を収集いたしますので、鑑賞事業においてもこの2番においては、鑑賞事業においても個人情報の収集いたします。

【仮野委員】

チケットを買うとき、個人情報を集めるのですか。

【文化施設開設主査】

チケット購入時に、公演が万が一中止になったとき御連絡をさせていただくと、今回こちらのほうでは市民の方優先にチケット販売を考えておりますので、そういった点で、住所や在学、在勤の名前を伺うということで考えています。

【仮野委員】

わかりました。市民優先ということですね。

【会 長】

アメリカではリファンドポリシーという払い戻しですね。サービスや商品に対する払い戻しは、政策がちゃんと明文化、明確化されている場合が多いわけですね。

【仮野委員】

ほかの市から来た人が買っていっちゃ困るわけですね。

【会 長】

そういう場合があるわけで。優先度ですね。

【仮野委員】

わかりました。ありがとうございます。

**【平沼委員】**

市民交流センターの反響について、音楽をするときに、少し音が演奏者の耳に反響していたということを知ったことがあるのですが、どこか手直しをしなければならぬことが出てくる時に、それができるのでしょうか。

**【会 長】**

平沼委員から関連した質問ですが、現時点でお答えできる範囲でお答え願います。

**【文化施設開設担当主査】**

そういった演奏者の耳に反射が戻ってきて、不都合になっているというお話を聞いたのは今回初めてなのですけれども、音響テストはデータで終了しており、ある程度各地点で、ポイントで測定して、手直しが済んでいる状態ではあると聞いております。

**【平沼委員】**

演奏をした方が言われていたのですが、自分の耳に返ってきて大変弾きづらかったということです。第1回目のオーケストラに出た方たちですので、1人の意見ではないと思います。そういう場合に、簡単に直せばいいじゃないかと言われていましたが直せるのですか。

**【会 長】**

この案件に関連した事項ですが、本日は事務局もそういう準備をして待機しておりませんので、そういう意見があったことをこの審議会の記録で残すということで。

**【仮野委員】**

関連質問で、このホールはクラシックを演奏する仕様の施設なのですか。

**【文化施設開設担当主査】**

生音楽を中心とした音楽コンサート仕様が主になっております。

**【会 長】**

他にございますか。

**【西口委員】**

公演の委託をされるわけですね。主催団体というか、委託されるのは、いわゆるプロモート会社とかマネジメント会社ですね。

そうすると、公演終了後、よくやるのは観客に対してアンケート調査を行いま

すよね。よろしければお名前を書いてくださいとか、必要であればダイレクトメールやメールを送りますというようなことが書かれる場合があるのですが、あのアンケートについてはどういう立場で使用するのですか。

**【会 長】**

これはそうですね。都下にもたくさん類似施設が既にございまして、我々もそれぞれの住居の市町村のホールを利用すると、関連した御意見度々あるわけですが、今の任意のアンケート調査について市のお考えというか、それを述べていただきたいと思います。

**【文化施設開設担当主査】**

アンケートにつきましては、仕様書内で、鑑賞事業、また、市民参加事業その2、それぞれ鑑賞事業のほうでは8番、また、市民参加事業のほうではこちらの8番の番号のところに記載しております。その中で、事前に市に相談することになっておりまして、そういった個人情報プロモーターの方とかに入手できないような形で、今回はアンケートを実施したいと考えております。

**【西口委員】**

アンケートをやりたいとプロモーション会社とかマネジメント会社が申し出たときに、市が断る権利はあるのですか。仕様書というか、アンケートの種類について名前を記載するのは求めないでほしいとか、個人が特定できるようなものはアンケートにしないでほしいとか、そういうような申し出はできるのですか。またはアンケート自体をやめてほしいとかいう権利は保有されているのですか。

**【文化施設開設担当主査】**

今回は仕様書内では、アンケートを実施するというので、市の仕様として入れております。項目についても、市の要求している項目を入れてもらう予定になっておりまして、こちらの項目の必要のないものは市から削除してもらいたいということは言えると考えております。

**【西口委員】**

わかりました。最後にもう一点、集められたデータですね。アンケートは、それはその業者がずっとお持ちになっていいということですか。資料には個人情報を破棄すると書いてありますよね。これとの整合性はどうするのですか。

**【文化施設開設担当主査】**

アンケートには個人情報が含まれていないため、こちらの収集ということは考えてはいなかったのですが、収集が今回はこの諮問で必要であるということであ

る場合にはやはり収集しなければならないと考えます。

【西口委員】

アンケートには個人情報はいれないのですね。

【文化施設開設担当主査】

はい。

【西口委員】

ダイレクトメールとかそういうたぐいのものも、業者さんに項目に入れてはいけないとお話しなさるのですね。

【文化施設開設担当主査】

メールアドレスとかということですか。

【西口委員】

そうです。メールアドレス。

【文化施設開設担当主査】

そういうものも御記入いただかないような形で、アンケートを行いたいと考えております。

【西口委員】

任意記入もさせず、その欄そのものをつくらせないということですね。

【文化施設開設担当主査】

はい。

【西口委員】

わかりました。

【会 長】

西口委員のアンケートの実施に関する、要件を個人情報保護の立場を十分配慮して実施するには、この2の鑑賞事業の(8)の規定だけでは、事前に市に相談することのみで、具体的にどうということは書かれていないので、もしそういう配慮を十分にするのだったら、もう少しこの8の規定を具体的に規定しておく必要もこの仕様書(案)の中に盛り込まれる必要があるのではないかとも思ったのですがね。「そうやるんですね」、「はい」だけではこの場のやりとりのみになっているかなど。会長としては中立的に聞いて感じました。

【仮野委員】

こういうアンケートの場合は、名前、住所や電話番号を書いてくれとは言わないで、今日の音楽会の印象を書いてもらうものだから、シビアな個人情報が集ま

とは思えないですが、その集める理由がないというか。だけど、会長が言われたように、「アンケートの内容については、事前に市に相談する」というところに、個人情報の取扱いあるいは個人情報に変な形にならないよう配慮することも含めて、事前に市と相談することということにしておいて、現実的に市の人たちがアンケートを実際にやるときに、その内容を見て、これはだめだと、こんな内容をやる必要はないだろうということを言えるような、そういう仕様の取り組みや書き方をしっかりしておいたほうが、後で問題が起きない。

**【会 長】**

そうですね。事務局でそういう文言をここに配慮した、今、仮野委員が、西口委員の質問を受けて言った御意見を入れて、この（８）の文言をもう少し工夫していただくということはできますか。

**【文化施設開設担当主査】**

そのようにしたいと思います。

**【嶋田委員】**

これは事業委託に限って、こういったことをやっているのですが、ケースによっては、事業委託しない使い方とかのアンケートの案件も出てくると思うのですよね。来年に行われる４０回目の市民まつりを盛大にやりたいと。そうすると、アンケートでやはり正確な情報を欲しくなったときに、どういうことはよくて、どういうのはよくないのだと。例えば市民の人に今後こういう情報を送りたいとか、いろいろありますよね。こういった外部委託だけを見すえない、ぜひ外部委託しないアンケートについてもガイドラインなりぜひ策定されて、わかりやすくやっていただきたいなど。これは意見なのですが、この案件は内容が漏れないようにしていただければいいと思うのですが、そういうケースでないものもこれから出てくると思いますので、研究をしていただきたいと思います。

**【西口委員】**

１点よろしいですか。この業者さんが任意記入を書きたいと。例えば業者さんからすれば、できればたくさん情報を欲しいですよね。いろんな情報を持っていたほうが、一括管理して、いろんなダイレクトメールを出せるわけですから。そのときに、もしよろしければ連絡先なり、メールアドレスを書いてくださいという項目を入れることは、個人情報や何かに同意すれば、別に問題ないのではないですか。

**【文化施設開設担当主査】**

基本的にここで考えている、仕様書に書いているアンケートは、市が主体的にアンケート項目を作成するつもりでありますので、業者にそのような形で、個人情報集めるような項目を追加する予定はございません。また、こちらの個人情報の取扱いに関しましても、こちらの情報は業務終了後、破棄することを考えております、あと、個人情報の取扱い、特記事項の中で、こういう点も、第4条の中で、「本業務に関して知り得た個人情報を本業務以外の営業活動に利用してはならない」とうたっておりますので、そういったダイレクトメールなどを送るといようなことは我々のほうでは禁止しているところでございます。

**【西口委員】**

わかりました。

**【会 長】**

他にございますか。

**【渡邊委員】**

仕様書の中で、鑑賞事業はある程度理解したのですが、市民参加事業というのが書いてあるけれど、80人の小金井市交響楽団をつくる、これは1回だけなのですか。それとも継続的にこの小金井市市民交響楽団というのを活動させるという意味でこの企画が盛られているのですか。

**【文化施設開設担当主査】**

本年度の芸術文化事業に関しましては、単年度のものでございますので、継続性はございませんが、市民参加型の市民が芸術文化をつくっていくというようなものに関しましては、これまでもずっと開設準備の中で公演企画セミナーなど行いながら、市民のそういった企画力の育成という面では継続的に努めてまいりました。今後どうなるかはまだ不透明なところがございますが、できれば市民の育成という面におきましては、今後も継続していきたいと考えております。

**【会 長】**

それでは、諮問第12号、御質問や御意見をたくさんいただきましたので、これを承認いたします。

それでは、ただいまをもちまして、すべての報告、諮問事項についての審議は終了いたしました。

それでは、本日の日程のその他に移ります。事務局からその他の報告等の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

その他のア、平成22年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況についてです。

お手元に平成22年度情報公開条例、個人情報保護条例の運用状況についてお配りさせていただいております。こちらにつきましては後ほど御覧いただければと考えるところでございます。

運用状況につきましては以上でございます。

**【会長】**

ただいま事務局から平成22年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況についてという別添の資料がございますが、これについて説明がありました。御質問、御意見ありますでしょうか。

特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、続いて、審議会委員の任期満了について、説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

今期につきましては、本日の審議会で任期最後ということでございます。任期でいきますと、9月30日までになっておりますので、本審議会の任期は終了いたします。この2年間、非常に精力的に御審議いただきまして、この場をおかりいたしまして、感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

**【会長】**

会長といたしましても、毎回夕刻の貴重な時間、遅くまで熱心にさまざまな市民のための案件を慎重審議していただきまして、会長としてもありがとうございましたと感謝の意を表したいと思います。

最後に次回の日程でございますが、会議室の関係で、事務局案では来る10月20日木曜日となっております。先ほどの任期満了に伴う件がございますけれども、それでよろしいでしょうか。

**【平沼委員】**

私は任期満了でございますので、一言ごあいさつだけさせていただきます。

自分の気がついたことをいろいろ質問させていただきまして、楽しいと言ったらいけないのですが、とても緊張したこの会は立派な会で、先生方の中に入りまして、何か言わなければと思い一生懸命努力してまいりました。

前に社会教育委員を経験いたしまして、細かいことを存じております。そういう面についてはなるべく発言するようにいたしました。委員の皆様方は、一般の障害者の方や保護家庭は御存じないところもあろうと思いつつ、発言させてい

ただいて、ほんとうに長い間お世話になり、ありがとうございました。（拍手）

【伊藤委員】

私も社会教育委員から参りましたが、一応1期だけということでございましたので、今日限りで、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。また次に新しい方がおみえになると思いますので、よろしく願います。（拍手）

【会 長】

平沼委員、伊藤委員からそれぞれ心のこもった温かいごあいさつをちょうだいいたしまして、会長としても大変ありがとうございました。

それでは、次回は10月20日木曜日午後6時から、当801会議室で開催いたしたいと存じます。何とぞよろしく願います。

本日は御多用の中、御出席いただきましたこと、また、本審議会が2年間にわたり、小金井市民の立場と目線に立って、慎重に現代の最先端の議論から日常の細々したところを含むたくさんの審議案件に熱心に御審議賜りましたこと、会長からも厚く御礼を申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —